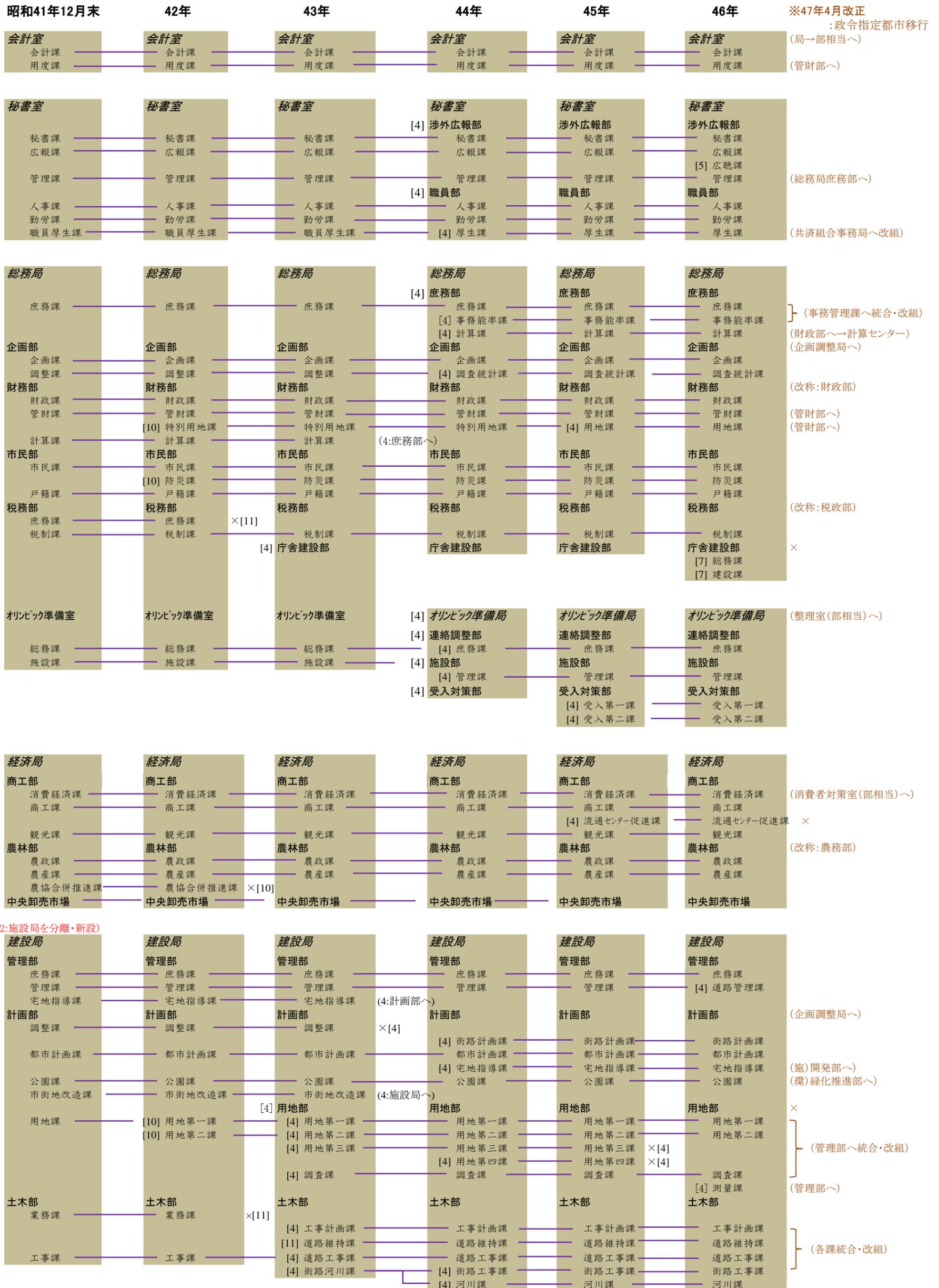
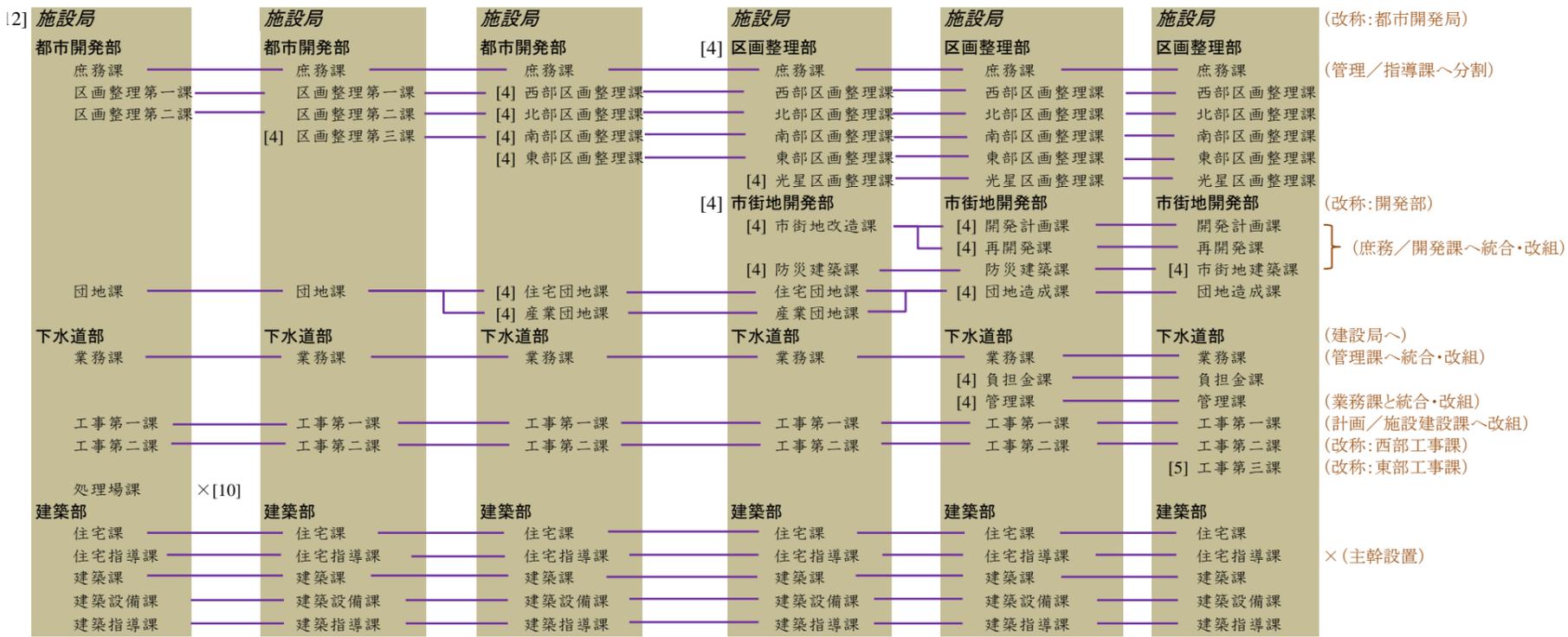


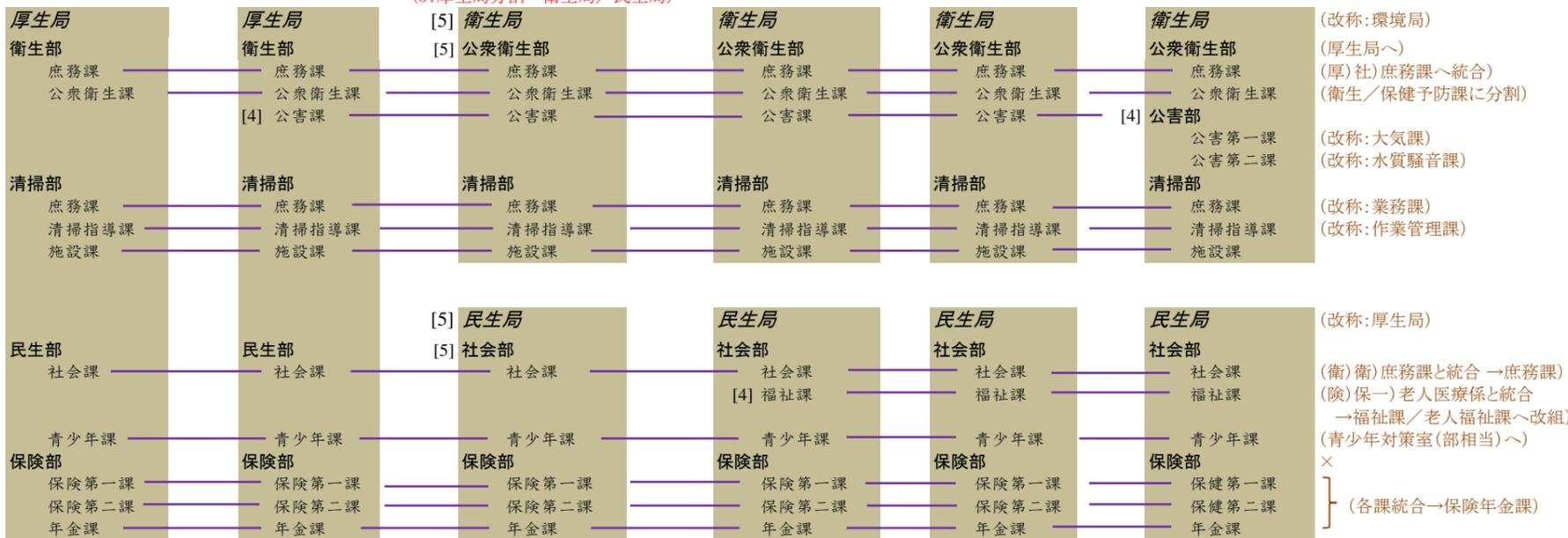
表1-2 行政機構の変遷：昭和41～46年



(12:施設局を分離・新設)



(5: 厚生局分劃→衛生局/民生局)



出典) 各年『条例交付伺』、『規則交付伺』、『事務概況報告書』、『行政機構及び役職員一覧表』、『札幌市役職者名簿』、『総務局庶務部『札幌市機構変遷年表(昭和43年～昭和52年)』(1978年)より作成。

注) ×は廃止、【】内の数字は改正月を示す。

表1-3 行政機構の変遷：昭和47～50年





出典)各年『条例交付伺』、『規則交付伺』、『事務概況報告書』、『札幌市役職者名簿』、総務局庶務部『札幌市機構変遷年表(昭和43年～昭和52年)』(1978年)より作成。

注)×は廃止、【】内の数字は改正月を示す。

カラーガイド【A】は49年末時点での所屬局を、【B】は50年改正によるそれらの構成変化を示している。

表2-2 局事務分掌の変遷:昭和47~50年

昭和47年4月1日(昭和46年条例40号)	改正:48年	49年	(改正内容)	50年7月
秘書室			【廃止】総務局/市民局へ	
(1) 渉外、広報、広聴及び儀式	○	○	×[総務(1)/市民(1)へ]	
(2) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生	○	○	×[総務(3)へ]	
企画調整局【新設】				企画調整局
(1) 市政の総合企画及び都市計画	○	○	○	(1)市政の総合企画及び都市計画
(2) 区役所の連絡調整	○	○	×[市民(2)へ]	(2)事業の調整及び統計
(3) 事業の調整及び統計	○	○	→(2)	(3)市街地の開発
			(3)[都市(1)より]	(4)都市問題の調査研究
			(4)都市問題の調査研究	
総務局				総務局
(1) 議会及び市の行政一般	○	○	(2)「事務改善」追加	(1)渉外及び儀式
(2) 予算、税その他の財務	○	○	×[財政(1)へ]	(2)議会及び市の行政一般並びに事務改善
(3) 事務の改善その他他の主管に属しない事項	○	○	(4)「事務の改善」削除	(3)職員の進退、身分、給与及び福利厚生
			(1)[秘書(1)より]	(4)その他他の主管に属しない事項
			(3)[秘書(2)より]	
			財政局【分離】	財政局
			(1)[総務(2)より]	(1)予算、税その他財務
			市民局【新設】	市民局
			(1)[秘書(1)より]	(1)広報、広聴
			(2)[企画調整(2)より]/「住民運動」追加	(2)区役所の連絡調整及び住民活動
			(3)交通安全及び災害対策	(3)交通安全及び災害対策
			(4)[厚生(1)より]/「婦人」追加	(4)青少年婦人
厚生局				厚生局
(1) 社会福祉に関する事項	(1)「青少年」追加	○	(1)「青少年」削除	(1)社会福祉
(2) 国民健康保険及び国民年金	○	○	○	(2)国民健康保険及び国民年金
(3) 保健衛生	○	○	○	(3)保健衛生
環境局				環境局
(1) 公害防止に関する事項	○	○	○	(1)公害防止
(2) 清掃その他環境衛生	○	○	○	(2)清掃その他環境衛生
(3) 公園、緑地、林業及び自然保護	○	○	○	(3)公園、緑地、林業及び自然保護
経済局				経済局
(1) 商業、工業及び農業	○	○	○	(1)商業、工業及び農業
(2) 観光	○	○	(2)「市民レクリエーション」追加	(2)観光及び市民レクリエーション
(3) 消費生活及び計量	○	○	○	(3)消費生活、生活物資及び計量
(4) 中央卸売市場	○	○	○	(4)中央卸売市場
建設局				建設局
(1) 道路及び河川	○	(1)道路及び河川の管理及び工事	○	(1)道路及び河川の管理及び工事
		(2)道路用地の取得	○	(2)道路用地の取得
(2) 下水道	(2)鉄道高架	→(3)	○	(3)鉄道高架
	下水道局【分離】			下水道局
	(1)下水道	○	○	(1)下水道
都市開発局			建築局【改称】/【分離】企画調整局へ	建築局
(1) 市街地の開発及び土地区画整理	○	○	→(2)/「市街地の開発」を企画(3)へ	(1)住宅及び建築
(2) 住宅及び建築	○	○	→(1)	(2)土地区画整理
市立札幌病院				市立札幌病院
(1) 医療事業の経営	○	○	○	(1)医療事業の経営
(2) 市立高等看護学院	○	○	○	(2)市立高等看護学院

出典)各年『条例交付伺』、『規則交付伺』より作成。